

西原町雇用サポートセンター活性化事業業務委託に係る
公募型プロポーザル仕様書

1 委託業務名

西原町雇用サポートセンター活性化事業

2 事業目的及び概要

求職者ひとりひとりに寄り添う形での就職支援を行うとともに、就職セミナーやスキルアップ講座などを定期的に開催し、ひとりでも多くの町民がなるべく町内で就業できるよう支援していく。

また、町内事業所に呼びかけて「町民雇用サポート隊」への加入を促進し、隠れた求人ニーズの掘り起こしを行い、町内企業の活性化を図りながら町民と企業の結びつきを密にするような求人サポートを行っていく。

3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月15日

4 委託業務内容

受託者は、以下の業務を行う。

(1) 就職相談

求職者、来所者に対しての就職支援や相談のための専門知識や技術、経験を有する人材（以下、「就職相談員」という）を月・水・金曜日（祝祭日を除く）の午前9時00分から午後5時00分まで（お昼12時00分から13時00分の時間を除く）、1名配置する。

- ① 相談内容は、就職のための準備、自己理解、応募書類の作成アドバイス・添削、面接対策、就職に関わるものも含む。
- ② 求人に関する情報は、独自に開拓した情報の他にハローワークインターネット求人情報や求人情報誌等を活用する。
- ③ 求職者に対し、本人に見合った適職などの確な助言を行う。
- ④ 相談者ごとに相談記録票（カウンセリングシート）を作成する。

(2) スキルアップ講座

町内求職者のニーズや求人市場の状況を勘案した就職スキルアップを目的とした各種スキルアップ講座を実施する。

- ① 講座の実施場所は庁舎内会議室を利用するものとする。
- ② 講座の講師はその内容に応じて専門講師を招聘するものとするが、常駐する就職相

談員での対応も可とする。

- ③ 講座受講者募集に関しては、募集案内チラシを作成のうえ関係機関等への配布を行う。

(3) 就職セミナー

町内求職者の早期就職を目的とした就職セミナーを実施する。

- ① セミナーの実施場所は庁舎内会議室を利用するものとする。
② セミナーの講師はその内容に応じて専門講師を招聘するものとするが、常駐する就職相談員での対応も可とする。
③ セミナー受講者募集に関しては、募集案内チラシを作成のうえ関係機関等への配布を行う。

(4) マッチング

町内求職者と求人企業とのマッチングを促進する。

- ① 求職者に対し、求人企業の情報を提供し、就職決定を目指した就職支援を実施する。
② 求人企業に対し、求職者の情報を提供し、採用決定を、を目指した採用支援を実施する。
③ マッチング後も、職場定着まで採用者及び求人企業に対しフォローアップを行う。

(5) 求人情報の掘り起こし

町内企業の求人情報を掘り起こし、町内求職者への情報提供及びマッチングを行う。

求人情報は、窓口及びインターネットにて提供すること。

(6) 町民雇用サポート隊

町内事業所に呼びかけ「町内雇用サポート隊」への加入を促し、隠れた求人ニーズの掘り起こしを行うなど、町内企業の活性化を図りながら町民と企業の結びつきを密にするような求人サポートを行う。

(7) 実績報告書

本事業の実績をまとめた報告書を成果物として年度末に納品する。

5 成果目標

本委託業務は、下記のとおり目標値を定め、事業成果を見極めることとする。

- (1) 新規就業者 50%以上（新規雇用者/支援した求職者）
(2) スキルアップ講座及び就職セミナー受講者数 のべ100名以上

(3) 求人企業の掘り起こし 5社以上

6 提案上限額

本委託事業に係る提案上限額は、2,986,727円以内（消費税込み）とし、この範囲内で、効率的かつ効果的な業務を企画提案すること。

なお、当該金額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

7 経費見積書

- (1) 各経費は税抜価格とし、別途消費税相当額を併記して提出すること。
- (2) 積算の項目については、以下の内容（該当する経費）で提出すること。
 - ① 人員配置に係る費用
 - ② 事務局業務に係る費用
 - ③ その他の費用
 - ④ 消費税相当額

※各費用の内容、月数、回数、単価等がわかるように明記すること。

8 外部委託、再委託の禁止

委託された業務については、受託者が直接実施すること。

9 備品の負担等

- ① 本業務にあたり西原町が用意する備品は、常駐する就職相談員1名のための事務机、椅子、パソコンとする。
- ② その他本業務に係る消耗品については受託者の負担とする。

10 著作権

成果物の著作権及び所有権は西原町に帰属する。ただし、本委託事業の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

11 その他

- ① 西原町と受託者は、本事業が円滑に行われるよう連携を密にし、適宜調整を図りながら実施する。
- ② 本業務について、新型コロナウイルス感染防止対策に努め実施する。